

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## New Development Bank （証券コード: -）

### 【据置】

長期発行体格付	AAA
格付の見通し	安定的

### ■格付事由

- (1) New Development Bank（NDB）は、ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ（BRICS）が14年7月に設立した国際開発金融機関（MDB）。本部は中国の上海。格付は当行の業務に対する加盟国からの強い支援、堅固な資本基盤、保守的なリスク管理政策、優先債権者としての地位などを評価している。BRICS 各国政府は NDB をインフラ開発と持続的開発の資金提供を担う中核機関として活用していく方針であり、引き続き加盟国からの堅固な支援を受けている。22年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻にともない、NDB はロシア向けの貸出実行ならびに新規融資の承認を停止する措置をとった。ロシア向けの融資は全体の13%にとどまり、またロシアからの支払いに延滞は生じていない。23年5月には米ドル建てのグリーンボンドの発行に成功しており、資金調達面でも支障は生じていない。22年末現在、バングラデシュ、アラブ首長国連邦（UAE）が新たに加盟国となったほか、ウルグアイとエジプトの新規加盟が総務会により承認されている。エジプトは23年2月に正式に加盟国となった。今後もNDBの加盟国拡大が続くことが見込まれ、融資活動は引き続き拡大してゆくものと見られる。これらを踏まえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (2) 設立目的は BRICS およびその他の新興国のインフラや持続的開発プロジェクトへの資金提供を行うことであり、融資・保証・出資により支援を実施する。設立協定上、国連加盟国であれば新規加盟が可能であるが、設立5カ国の議決権比率を55%以下に下げることができず、非借入国の議決権比率が合計20%を超えることはできず、さらに1カ国の議決権比率が7%を超えることでできないという制限が設けられている。資本払込金の預託を終えて正式加盟国となったバングラデシュとUAEの2カ国の22年末時点の議決権比率は合計2.91%。授權資本1,000億米ドルのうち、500億米ドルが応募済資本でBRICS5カ国が均等に出資していたが、22年末までの2カ国の正式加盟により応募済資本は515億米ドルまで増額された。払込資本金も新規加盟国の払込に伴い増えており、23/12期第2四半期末には105億米ドルとなっている。23年4月にNDBの総裁に就任したジルマ・ルセフ元ブラジル大統領は23年8月に開催されたBRICS首脳会議に参加し、引き続きグローバルサウスの声を増幅し統合を深めてゆくことへのコミットメントを表明している。新興国などインフラ投資需要の拡大が見込まれる中、JCRはNDB加盟国の拡大に注目している。
- (3) 投融資対象は、ソブリンおよび非ソブリンのプロジェクトである。22年承諾額は27億米ドルと、新型コロナウイルス感染症緊急支援60億米ドル含む101億米ドルを承諾した20年からは新規承諾が抑制されている。22年末累計承諾件数は90件、金額は307億米ドル。累計承諾の内訳は緊急支援、運輸インフラ、クリーンエネルギー、都市開発が8割を占める。事業計画ではNDBの認知度向上、加盟国の拡大、高度な投融資商品の提供などを通じて業容を拡大する方針である。
- (4) 資産の質は健全性を維持し、資本基盤も堅固。22/12期末の資産の54%が投融資であり、43%が流動性目的で保有する現預金・投資である。融資残高の3/4がソブリン向け、1/4が非ソブリン向けである。融資は集中リスクが高いが、不良債権はこれまでのところ発生していない。ロシア向け融資の関連で減損引当金を繰り入れたが、収益で問題なく吸収できている。7年という短期間に投融資残高は急拡大しているが、22/12期末の自己資本比率は40%と高水準である。リスク管理は保守的に運営されており、流動性リスク、信用リスク、市場リスクなどの業務管理規制を遵守している。今後の投融資拡大を見据え米ドル、加盟国通貨に

よる債券発行など外部資金調達を拡充させている。他の MDB と同様に、収益を最大化することを目的としていないが、業務上の使命推進に必要な利益を確保している。

(担当) 増田 篤・堀田 正人

■ 格付対象

発行体 : New Development Bank

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AAA	安定的

## 格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2023年10月13日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一  
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) New Development Bank
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表  
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：  
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいで行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル